

1 授業について

- 1 遅刻・早退・欠席をしないこと。(遅刻・早退は5分以上で1時間の欠席となる。)
- 2 目的意識を忘れずに積極的に参加すること。
- 3 その授業に真剣に取り組んでいる人の迷惑になるようなことはしないこと。

2 定期考査について

- 1 考査実施1週間前に考査時間割を発表する。
- 2 考査の欠席者に対する追考査は行わない。
- 3 考査中に不正行為があった場合、その後の考査は受験できない。また、不正行為のあった科目の点数は0点となる。
- 4 考査開始後5分を過ぎてからは、入室できない。また、原則として時間終了まで退室できない。
- 5 考査時の注意は以下の通り。
 - ①考査は厳正な態度で受け、絶対に不正行為や不正行為と間違われるようなことは行っていない。
 - ②途中退出は認めない。トイレに行きたくなった場合は、監督の先生の指示に従い、用を済ませたら必ず受験会場に戻ることに。
 - ③試験中の私語は一切禁止する。
 - ④教科書、ノート、参考書、筆入れ等はすべてロッカーに入れる。また、机の中は空にする。
 - ⑤盗難防止のため、鞆は廊下に置かない。ロッカーに入れるか、教室の前か後ろに整頓して並べることに。
 - ⑥貴重品、携帯電話はロッカーに入れ鍵をかけるか、鞆に入れること。携帯電話等を身につけている場合は不正行為とみなす。
 - ⑦消しゴム、定規、コンパス等の貸し借りは禁止する。
 - ⑧質問等がある場合は黙って手を挙げる。
 - ⑨考査の空き時間は教室ではなく、ラウンジまたは図書室で過ごす。

3 学校生活について

- 1 自己の所持品には必ず明瞭に記名しておくこと。
- 2 学習に不必要なものは学校に持参しないこと。

4 携帯電話の使用について

- 1 休み時間以外の使用は禁止する。電源を切り、使用しないこと。
- 2 先生より指導を受けた時は必ず従うこと。

5 貴重品の管理について

- 1 財布や現金等の貴重品は身から離さず保管し、各自が責任をもって管理する。
- 2 ロッカーを活用し、施錠する。
- 3 必要のないものは持ってこない。

6 服装頭髪について

- 1 服装・頭髪は高校生らしく質素・清潔を心掛ける。
- 2 本校指定の推奨制服の着用をすすめる。
- 3 他校の制服・着用は禁止する。

7 アルバイトについて

- 1 事前に「アルバイト届」を提出の上、保護者の責任のもとで行う。
- 2 アルバイト先を変更する場合は、速やかに「アルバイト届」を学校に再提出すること。
- 3 アルバイト届は毎年提出すること。
- 4 以下の職種・場所でのアルバイトは行わないこと。
 - ①危険を伴う仕事。
 - ②主として酒類を提供する仕事。
 - ③風紀上好ましくない仕事、また、そのような場所での仕事。
 - ④深夜(22時以降)に及ぶ仕事。(21時までが望ましい)
- 5 本来学業優先であるということをふまえ、成績や出席に影響を及ぼさないようにすること。

8 交通事故防止について

- 1 安全運転を常に心がけ、人命の尊重、社会規範を守ることの大切さを意識するとともに、交通事故・違反のないように心掛けること。

【違反事項】

悪質な違反（飲酒運転・共同危険行為等）、無免許運転、無免許運転幫助
定員外乗車、ヘルメット無着用、自動二輪免許の取得、安全運転義務違反・無保険運転
各種無届・無許可通学、校外放置・免許不携帯等

- 2 原付バイクに乗る際は、ジェット型またはフルフェイス型ヘルメットの着用が望ましい。
- 3 事故を起こした際、または道路交通法違反で指導された際には、速やかに担任に申し出、指導を受ける。

9 運転免許取得について

- 1 原付（原動機付自転車）免許
運転免許を取得した際には、「免許取得届」を提出する。
- 2 普通自動車免許
 - ①自動車学校入校の際には、「自動車学校入校許可願」を提出する。
 - ②運転免許を取得した際には、「普通自動車運転免許取得届」を提出する。

- 3 学業に支障のないように受講、受験する。やむを得ず授業日に受験する際には、「運転免許受験許可願」を提出し、事前に許可を得る。
- 4 自動二輪免許の取得は禁止する。

10 通学が許可される車両について

- 1 通学に使用できる車両は、自転車及び原付バイク（総排気量 50 cc超 125 cc以下、かつ最高出力が 4 kW以下の二輪車）とする。
- 2 通学期間は 4 月から 11 月とする。ただし、降雪時はこれに限らず禁止することもある。なお、駅又はバス停留所までの途中通学者にも以下の許可条件を準用する。

3 通学許可条件

①原付バイク

生徒は原則として公共交通機関を利用するものとするが、保護者から「原付バイク通学許可願」が提出され、以下の許可条件を厳守し、安全に通学できると認められる者について、原付バイク通学を許可する。

- （1）自賠責保険に必ず加入する。任意保険にはできるだけ加入する。
- （2）交通規則を守り、交通事故・違反のないよう細心の注意を払う。
- （3）乗車の前には必ずバイクの点検をし、不正な車両改造をしない。
- （4）バイクの貸借をしない。
- （5）許可された車両には、学校で交付する「通学ステッカー」を見やすい位置に貼る。
- （6）「通学ステッカー」を紛失したり、使用車両や住所、その他に変更があった場合は速やかに担任に届け、「通学ステッカー」の再交付を行う。
- （7）駐輪にあたっては、指定のバイク置場にきちんと入れて施錠をする。
- （8）通学が許可された生徒は、バイク実技講習会（本校が開催・秋に実施）に参加するものとする。（在学中に 1 回受講）
- （9）事故を起こした際、または道路交通法違反で指導された時には、速やかに担任に申し出、指導を受ける。

②自転車

保護者から「自転車通学許可願」が提出され、以下の許可条件を厳守すると認められる者について、自転車通学を許可する。

- （1）交通規則を守り、交通事故・違反のないよう細心の注意を払う。
 - （2）許可された車両には、学校で交付する「通学ステッカー」を見やすい位置に貼る。
 - （3）駐輪にあたっては、指定された自転車置場にきちんと入れて施錠する
- 4 通学する距離によっては、許可しない場合もある。
 - 5 自動車・自動二輪で学校に来ることは禁止とする。放課後や休日、長期休暇、送迎等も同様とする。